

千葉開府900年記念ロゴマーク等の掲示に関する特記仕様書

- 1 千葉開府900年記念事業（以下、「記念事業」という。）とは、令和8年に千葉開府900年を迎えるにあたり、「千葉開府900年記念事業推進計画」の基本理念に基づき実施する事業のことをいう。
- 2 記念事業の実施内容は、受発注者間で協議のうえ決定することとするが、実施方針は以下のとおりとする。
 - （1）記念事業の実施内容は、工事看板へのロゴマーク・キャッチコピーの掲示を基本とし、ロゴマーク・キャッチコピーを公衆が見やすい場所へ掲示するものとする。
- 3 ロゴマーク・キャッチコピーの取り扱いについては、以下の各号のとおりとする。
 - （1）掲示するロゴマーク・キャッチコピーは、下記に示すロゴマーク・キャッチコピーとする。
 - （2）使用にあたっては、「千葉開府900年記念ロゴマーク及びキャッチコピーデザインガイドライン」を順守すること。
 - （3）掲示するロゴマーク・キャッチコピーの表示色はカラーを基本とする。
 - （4）ロゴマーク・キャッチコピーの表示方法は、印刷した紙やシール等での貼付（見え、耐久性等の工夫をすること。）もできるものとする。
 - （5）記念事業の実施は、記念期間終了の令和9年3月31日までとし、記念期間終了後は、原則、ロゴマーク・キャッチコピー等の掲示も終了とする。
- 4 記念事業の実施に伴う経費は、共通仮設費に含まれるものとし、改めて経費計上はしない。

